

秋田公立美術大学自動販売機設置事業者募集要項

秋田公立美術大学施設内に、飲料等自動販売機を設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。これは、設置事業者を競争入札により決定し、大学施設内の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより大学財産等の有効活用を図りながらサービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知の上ご参加ください。

1 入札物件

物件番号	施設名	所在地	貸付場所 「種別」台数	貸付面積	予定価格(年額・税抜) ※最低落札価格
1	秋田公立美術大学	秋田市新屋大川町12番3号	創作工房棟 「飲料水」 1台	各約 1.21㎡	50,000円 (年間売上実績の10~20%の範囲内での設定)
			社会貢献センター 「飲料水」 1台		
			サークル棟 「飲料水」 1台		

※設置場所は、「秋田公立美術大学 自動販売機設置位置図」のとおり。

※貸付面積には回収ボックスおよび放熱スペースを含む。

2 日程

項 目	日 程
受 付 期 間	平成28年3月24日(木)から平成28年4月1日(金)まで
入札日時および場所	平成28年4月7日(木) 午前9時30分 秋田公立美術大学管理棟1階 大会議室
契約の締結月日	平成28年4月15日(金)(予定)
自販機設置可能日	平成28年5月1日から

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程を遵守できること。
- (2) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属する者でないこと。
- (3) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有すること。

4 契約上の条件等

(1) 貸付期間

平成28年5月1日～平成31年4月30日

(2) 貸付料等

ア 貸付料

1の予定価格以上で、落札価格をもって貸付料とする。

貸付料は別途発行する請求書により年度毎に指定期日までに納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。ただし、大学が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、および撤去に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。

電気料は、設置事業者の負担で設置し、および管理する専用の証明用特定計量器（子メーター）により大学が計測し、月ごとに別途発行する請求書により指定期日までに納入すること。

（電気料の算定方法：電気料（月額）＝月間消費電力量×料金単価±燃料費調整額＋太陽光発電促進付加金＋再生可能エネルギー発電促進付加金）

ウ 延滞金

請求書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の延滞金を加算して支払うこと。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

ウ 販売品目は、飲料（酒類又はその類似品を除く。）とする。

エ 販売価格は、メーカー希望小売価格より10円以上下げた価格とする。

オ 利用者から販売品目の追加または変更の要望があり、大学も必要と判断した場合は、変更について最大限応えるよう努力すること。

(4) 売上高等の報告

ア 自動販売機の売上状況を4月から3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の月末までに自動販売機毎の売上高（販売単価別の売上数量、売上金額）を書面（A4の任意書式）により報告すること。

イ 大学が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が終了したとき又は契約が解除された場合は、大学が指定する期日までに現状回復すること。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間に、必要な書類を持参すること。

申込受付期間 平成28年3月24日（木）～平成28年4月1日（金）

平日の午前9時から午後5時まで

※郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

提出先 秋田公立美術大学事務局総務課総務班

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（※法人の場合）

住民票の写し（※個人の場合）

- ウ 固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し（いずれも直近年度のもの）
- エ 誓約書（自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の経験を確認できる契約書の写し添付）

※各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

※アおよびエは、大学ホームページから入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。
- イ 提出された申込書の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、平成28年4月5日（火）までにFAXで行う。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は平成28年4月7日（木）午前9時30分 秋田公立美術大学管理棟1階大会議室で行う。入札開始時間の15分前から受付を開始する。

イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は、当日持参すること。郵送による入札は、受け付けない。

エ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、物件毎に必要な事項を記載し、記名押印のうえ持参すること。

オ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

- ア 入札参加申込書の写し
- イ 入札書
- ウ 委任状

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

8 設置事業者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、大学が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ「貸付契約書」を締結する。

- (1) 財産借受申込書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が分かるもの）

10 その他

- (1) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 募集に関する問い合わせ先

秋田公立美術大学事務局総務課総務班 電話018-888-8100